時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

時事新報

第三千百九十二號
明治廿四年十一月廿一日土曜日
舊曆辛卯十月二十日(辛、亥)
日出午前六時二十四分　日入午後四時三十分
月出午後九時十九分　月入午前十一時二十一分
滿潮午前八時三十二分　午後八時五十五分
(西曆一千八百九十一年)

義捐金募集の日延べ

大地震に付義捐金募集の期限は十一月十五日までの定ありし處遠隔地方の慈善家より送金し來る分は昨今に至りて最も多く續々延期の申込あるに付更らに其期を延ばして來る二十五日迄と定む

一義捐金の金高は一口十錢以上の事

東京市京橋區南鍋町二丁目十二番地
明治二十四年
十一月十五日
時事新報社

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價遞送料廣告料は左の如し

一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓○月曜日休刊

○時事新報社ヨリ直接ニ郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料(前金)

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社あるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を裝塡するより各社同一の記事を揭ぐるもの尠からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の通信社に通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も尠からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

濠洲(昨日の續)

濠洲の氣候のみとに就ては前にも少しく述べたる所あれども今爰に其詳細を說かんに殖民地の熱帶内に在る部分は面積百十七萬六千平方哩にして熱帶外に在る部分は百九十八萬五千平方哩あるが溫帶と熱帶との境に在る所謂半熱帶の地方は都て歐洲人の住居に適せざるものに非ずとの事實は一度濠洲に遊びたる者の能く知る所にして現に其地方に在る白人の數少からざれども總て氣候の暑さに苦む者あるを聞かず又歐洲人が眞の熱帶内に生息するみとを得べきや否やは一疑問にして容易に孰れとも斷言し難しと雖も兎に角に都て濠洲の氣候は白人の移住に適せざるとの說は實地の狀況を知らざる外國人の妄想にして信を置くに足らざる我輩は未だ濠洲にて黃金を採掘する者が熱帶の熱を恐れて利益の見込ある金山に手を付るみとを斷念したる者あるを聞かず蓋し彼輩は唯金鑛の性質如何に從て其進退方向を決する者にして寒暖計の高低抔は毫も意に介せざるなり或はノースクヰンスランドの如き地盤低く草木繁茂せる地方には熱病流行せざるに非ずと雖も移住民の來ると愈々多くして人口の愈々增殖するに從ひ病の流行は次第に止むを例とすコグラン氏の說に從へば濠洲の氣候は北半球に於ける同緯度の氣候よりも溫和ありと云ふ濠洲にて最寒の季節は年の七月にして同月の平均溫度は洲の一半に於て四十度乃至六十四度、他の一半に於て六十五度乃至八十度より低からずヱ又ニユーサウスヱールスの太平洋に面したる部分などは夏冬の溫度に大差なく其氣候の身體健康に可なるは地中海沿岸の保養地に勝るみと萬々なり然れども一般に濠洲の移住民は氣候の炎暑に苦まずして降雨の乏しきを憂ふるみと甚しく蓋し土地を開墾し又は家畜を養ふて利を得るには降雨時を誤らずして且その量の充分あるみと最も大切なればなり今濠洲各地の雨量表を見るに全洲の三分一以上は平均一年の雨量十吋に達せず又十吋以上二十吋以下の雨量を享くる地方は全洲の四分一以上を占め且是等の乾燥したる土地にては唯雨量の少なきのみに非ずして其度數も亦甚だ不規則なり斯の如く全濠洲の三分の二以上に於ては平均一年の雨量僅かに二十吋に達せずして且降雨の期節至て定りなきが故に此一事は往々人の移住心を阻喪せしむるものあれども然れども實際に雨量不足のみとは左程患ふるに足らざるもの〻如し何となれば雨量に乏しき地方を除て殘る所の全濠洲の三分の一ばかりは降雨時を得て其分量も多く今後尙は夥多の移住民を養ふて餘あるべければなり加之雨の少なき地方と雖も決して全く放棄すべきに非ず一年の雨量僅かに十吋位の處にも移住者多くして色々の工風を運らし灌漑の便を致して數百萬頭の羊を養ふもの其例少からず元來土地の乾燥せるは家畜の健康上に却て大利益ありと云ふ

濠洲に於ける牧畜業の盛大なるは今更喋々するにも及ばざる位のみとにして千八百八十九年の調査に係る家畜の總數は羊一億頭、牛九百五十萬頭、馬百五十萬頭、豚百餘萬頭にして同年牧畜業の產出總額は之れを金高に見積りて三千五百萬封度あるが其中二千萬封度は羊毛の價なり又牛乳牛酪チイス等の價額は此見積外にして是亦七百萬封度を超過せり(但し價額は皆牧場の相場に依る)コグラン氏の算定に據れば千八百九十年の始に於て牧畜業資本の總額は四億一千七百萬封度なりしと云ふ又濠洲にては家畜を飼ふに態々草を種て飼料を造るみとを爲さず唯廣漠たる原野を仕切て牧場となし爰に數千頭の群を放て自然に繁茂せる草を食はしむるみとなれば牧畜の入費は極めて些細ありと知る可し

然るに唯爰に一の困難と云ふ可きは前にも記したる如く雨量の不足なるみとなるが近來は各牧場に夥多の水溜と井戶とを造りて大に此患を除くみとを得るに至れりニユーサウスウヱイルスのみにても右の井戶水溜を造る爲め既に四百萬封度を費したり近來ゐの地方にては地下に凡そ四萬平方哩計なる廣大なる白堊質の地層ありて多量の淸水を出すみとを發見し諸所に深き井戶を掘りて其水を利用するみと〻爲り大に水利の自由を增したり井戶の深きものは一千尺以上に達し日々數十萬ガロン(一ガロンは我二升五合に當る)の水を噴出せり其量の多少は單に井戶の大小に由るみとあれば今日の量を增して日々數百萬ガロンを得んと欲せば其方法は唯大なる井戶を掘るに在るのみ地質學者の說に右の地下水源は多分無盡藏ならんとのみとなれば今後該地方にて家畜の水に渴して死するみとはあるまじきに至るべし右の如く濠洲の牧畜業は著しき進歩を爲したるものに相違なけれども今後尙は大に發達すべき望あるみと敢て疑ふべからず何となれば現在の家畜の數は之を土地の廣さに割合して甚だ僅少あればあり蓋し今日ニユーサウスウヱイルスにては平均一頭の羊に付牧場として地面二ヱークルと百分の八十一を要する割合あるが今此割合を以て推すときは濠洲全體にて飼養し得る羊の數は現在の數に六億を增すべき筈なり但し牛馬の頭數は之に相應したる羊の頭數に引直して計算したるものあり

然りと雖も牧畜業は元來甚だ廣き土地を要する者にして苟めにも地面の狹隘を感ずる處にては迚も耕作業の畜に代るの時節到來す可きや必せり今濠洲に於て牧畜の利益と耕作の利益とを比較するに牧畜にはニユーサウスヱールス、クヰンスランド、ヴヰクトリヤ南濠太利、タスメニヤ、ニユーヂーランド等の過半を使用して其產出額は三千五百萬封度に過ぎざれども耕作には濠洲の總面積の僅かに千分の三半を使用して二千五百萬封度の產出額を得たるを見ても耕作の牧畜よりも利益多きを知るに足るべし之を要するに濠洲の耕作業は尙ほ發達の初步に在るものにして耕作の盛ある時に至てみそ始めて眞に濠洲殖民地の繁昌を見るべきなり(畢)

官報

朕屯田兵移住給與規則中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十四年十一月十九日
陸軍大臣子爵高島鞆之助

勅令第二百三十一號

屯田兵移住給與規則中左ノ通改正ス

第一條但書ヲ削除ス

第二條ヲ左ノ如ク改ム

第二條　旅費日當及駄賃ノ給與方ハ左ノ各項ニ依ル

一　一日ノ里程ヲ十里詰トシテ計算ス但十里以下ノ端里數ニシテ三里未滿ハ實費三里以上六里未滿ハ半額六里以上ハ全額ヲ給シ十里以上ノ端里數ニシテ一里以上六里未滿ハ半額六里以上ハ全額ヲ給ス

二　舟路及鐵道ニ依ル費用ハ官費トス但陸路ト雖モ北海道內ハ實費ヲ給スルコトアルヘシ

三　途中滯在ニ係ル費用ハ實費ヲ給ス但正當ノ事由ナクシテ滯在シタル者ハ之ヲ給セス

第三條中左ノ一項ヲ追加ス

扶助年限中火災其他天災等ニテ家宅家具夜具農具ヲ亡失若クハ破損シ其用ニ堪ヘサルトキハ更ニ之ヲ支給スルコトヲ得

第四條中左ノ一項ヲ追加ス

七　農具　一箇

第六條ヘ左ノ但書ヲ加ヘ九、十、十三項改正追加ス

但風土ニ由リ農業ノ趣ヲ異ニスル移住地ニ在テハ他ノ物品ヲ換給スルコトヲ得

九　「三十枚」ヲ「十枚」ニ改ム

十　蓆ノ下「共蓙莚」三字ヲ加フ

十三　春杵共　每五戸　一箇

第七條中左ノ但書ヲ追加ス

但其土地ニ適セサルモノアルトキハ他品ヲ換給シ又時宜ニ由リ代金ヲ以テ支給スルコトヲ得

第八條中「三箇年間入員ニ應シ」ヲ「移住地到着ノ翌日ヨリ起算シ滿三箇年間」ニ改メ「支給ス」ノ下ニ「但每月一日ノ現員ニ應シ前渡ヲ爲スコトヲ得」ノ二十字及一項二項三項中「米」ノ上ニ「玄」ノ一字ヲ加ヘ更ニ左ノ一項ヲ加フ

移住地到着ノ際各自ニ於テ炊爨ヲ爲シ能ハサル場合ニ在テハ着日ヨリ五日以內扶助米及醫藥料ノ支給ヲ止メ一日一人金三十錢(七歲未滿ハ半額)ヲ目途トシ現品ヲ給シ又時宜ニ依リ著後三十日以內ハ玄米七合五勺ヲ白米六合五勺ニ玄米五合ヲ白米四合五勺ニ玄米三合ヲ白米二合五勺ニ換ヘ支給スルコトヲ得

第九條中二項三項ヲ左ノ如ク改ム

二　糧食及食料ヲ受クルトキ並軍隊旅…
トキハ其日ノ扶助米及醫藥料ヲ給…

三　家族中仕官又ハ疾病其他止ムヲ得…
他日移住スル者ハ夜具扶助米醫藥…
料ハ該戸主扶助滿限ノ日ヲ以テ終…

第十條中一項ヲ左ノ如ク改ム

一　事業場四棟所要ノ器具ヲ除ス

第十二條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第十三條　家族中仕官又ハ疾病其他止ム…
ヲ得ス他日移住スル者ハ其住所ヨリ移…
ノ例ニ依リ旅費日當ヲ支給ス

○第二豫備金支出

明治二十四年度第二豫備金…

第十四回

一金五千四圓五十四錢六厘

去ル九月中呉鎭守府建物及兵學校…
倒潰又ハ破損シタルヲ以テ之カ修…
第二豫備金ヨリ支出ノ儀海軍大臣…
同意ヲ表シ之ヲ上奏シ本月十八日…

明治二十四年十一月二十日
大藏大…

○文部省令第十六號

明治二十三年十月勅令第二百十五…
ニ基キ學齡兒童ヲ保護スヘキ者…
ルコト左ノ如シ

明治二十四年十一月十七日
文部大…

第一條　父母後見人戸主ハ左ノ順序ニ從ヒ…
ス但學齡兒童戸主タルトキハ第二條ニ依…

一　父母

二　父母及戸主　父母共ニ戸主タラサル…

三　後見人　父母死亡シタルトキ又ハ父母…
又ハ其他ノ事故ニ依リ其義務ヲ行フコ…

四　後見人及戸主　前款ノ場合ニ於テ後…

前項ノ場合ニ於テ授業料及其他就學ニ關…
シ

第二條　學齡兒童戸主タルトキハ父母後見…
スヘキモノトス

一　父母

二　後見人　父母死亡シタルトキ又ハ父母…
又ハ其他ノ事故ニ依リ其義務ヲ行フコト…

前項ノ場合ニ於テ授業料及其他就學ニ關…
ヘキ者ニ於テ戸主ノ財產ヨリ之ヲ支辨ス

第三條　第一條及第二條ニ於テ充ムルモノ…
可ヲ受ケ傭官傭主師匠等ニ就キテ學齡兒…
要件ヲ定ムルコトヲ得

第四條　第一條及第二條ニ揭クル學齡兒童…
ニ不便ナル場合ニ於テハ代人ヲ立ツヘシ
第一條及第二條ニ揭クル學齡兒童ヲ保護…
ルカ爲メ代人ヲ立ツルコトヲ必要トスル…
ヘシ

代人ニ關スル規則ハ府縣知事之ヲ定ムヘ…

文部省令第十六號參照

勅令二百十五號小學校令(明治二十三年十…

第二十條　兒童滿六歲ヨリ滿十四歲ニ至ル…

學齡兒童ヲ保護スヘキ者ハ其學齡兒童…
ヲサル間ハ就學セシムルノ義務アルモ…

前項ノ義務ハ兒童ノ學齡ニ達シタル年…
トス

學齡兒童ヲ保護スヘキ者ト認ムヘキ要…

○文部省令第十七號

明治二十四年三月文部省令第一號…
ニ左ノ一條ヲ追加ス

明治二十四年十一月十七日
文部大…

第十四條　府縣知事ハ此規則中ノ條規ニ依…
ノ指揮ヲ受ケ特別ノ處分ヲナスコトヲ得

○文部省令第十八號

明治二十三年十月勅令第二百十五…
條ニ基キ幼稚園圖書館盲啞學校其…
種學校及私立小學校ニ關スル規則…

明治二十四年十一月十七日
文部大…

幼稚園圖書館盲啞學校其他小學校…
校等ニ關スル規則

第一條　幼稚園保姆ハ女子ニシテ小學校教員…
ハ其他府縣知事ノ免許ヲ得タル者トス

第二條　盲啞學校及各種學校教員ハ小學校…
又ハ其他府縣知事ノ免許ヲ得タル者トス

第三條　市町村立幼稚園保姆盲啞學校及各…
府縣知事之ヲ行フヘシ

第四條　私立幼稚園保姆盲啞學校及各種學校…